

令和7年第1回尾張北部環境組合議会 定例会会議録

会 期 令和7年2月17日（月曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第2号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 尾張北部環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第7号 令和7年度尾張北部環境組合一般会計予算
- 日程第11 議員提出議案第1号 尾張北部環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

出席議員（12名）

第1番	岡 覚 君	第2番	小川 清美 君
第3番	光清 毅 君	第4番	堀 元 君
第5番	尾関 昭 君	第6番	岡地 清仁 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	江幡満世志 君
第9番	宮川 基英 君	第10番	佐藤智恵子 君
第11番	大河原光雄 君	第12番	市橋 英男 君

職務のため議場に出席した職員の職・氏名

説明のため出席した者の職・氏名

管 理 者 澤田 和延 君
 副 管 理 者 鈴木 雅博 君
 犬山市経済環境部長 新原 達也 君
 江南市経済環境部長 平野 勝庸 君
 大口町まちづくり部長 佐橋 竜午 君
 扶桑町生活安全部長 長谷川明夫 君
 事 務 局 長 石坂 育己 君
 総 務 課 主 査 神谷 建寛 君

副 管 理 者 原 欣伸 君
 副 管 理 者 鯖瀬 武 君
 犬山市環境課長 高橋 正直 君
 江南市環境課長 相京 政樹 君
 大口町環境対策室長 松永 淳一 君
 扶桑町環境課長 池田 聡 君
 総務課副主幹 小川 誠二 君
 総 務 課 主 査 倉知 嗣人 君

(午後 3 時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（小川清美君） ただいまから、令和 7 年第 1 回尾張北部環境組合議会定例会を開会いたします。

開会にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、全員協議会に引き続き御参集をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されております議案は、「尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」をはじめ 7 議案と議員提出議案としまして「尾張北部環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」の 1 議案であります。いずれも重要な案件でありますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、適切な議決をされますようお願い申し上げます。

これ以降は着座にて進行をさせていただきます。

澤田管理者。

○管理者（澤田和延君） 全員協議会に引き続き、大変お疲れのところ、定例会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま議長さんから御報告のありましたとおり、本定例会に管理者提出議案として提出させていただきます議案は、「尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」をはじめ 7 議案と、議員提出議案といたしまして、「尾張北部環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」の 1 議案でございます。

いずれも重要な案件でございます。議員の皆様方には慎重な御審議をいただき、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小川清美君） ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小川清美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 97 条の規定により、議長において、1 番 岡 覚議員、12 番 市橋英男議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小川清美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期については、さきの議員代表者会議において御協議されました結果、お手元に配付しました会期日程（案）のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川清美君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小川清美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

続いて、監査委員から例月出納検査の結果報及び令和6年度定例監査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから議案第7号 令和7年度尾張北部環境組合一般会計予算

○議長（小川清美君） 日程第4、議案第1号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから日程第10、議案第7号 令和7年度尾張北部環境組合一般会計予算までを議題といたします。

続いて、お諮りいたします。

これより当局から7議案を一括で提案理由の説明を行っていただいた後、議案第1号から議案第5号までを一括で質疑を行い、議案第6号と議案第7号につきましては1議案ごとに質疑を行うこととし、全議案の質疑が終わったところで1議案ごとに討論、採決を進めてまいります。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川清美君） 御異議なしと認めます。

それでは7議案一括での提案理由の説明後、議案第1号から議案第5号までを一括で質疑を

行い、議案第6号と議案第7号については1議案ごとに質疑を行うことといたします。

日程第4、議案第1号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから日程第10、議案第7号 令和7年度尾張北部環境組合一般会計予算までの提案理由の説明を求めます。

石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） それでは、初めに、議案第1号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明しますので、議案書の1ページを御覧ください。

尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

2ページには、この条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

改正の内容といたしましては、条例第8条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中『3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育』とあり、」を「並びに第2項中」に改めるものでございます。

附則の1としましては、「施行期日」については、この条例は令和7年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行するものでございます。

附則の2として、「経過措置」につきましては、この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができるものでございます。

なお、3ページ及び4ページには参考として新旧対照表を掲げております。

議案第1号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明しますので、議案書の5ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

6ページには、この条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

改正内容といたしましては、条例第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用す

る同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるもので、法改正により新たに「第61条の2」が追加されたことにより、条例で引用していた法律の条文番号とのずれが生じたため改正するものでございます。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行といたします。

なお、7ページには参考として新旧対照表を掲げております。

議案第2号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第3号 尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について御説明しますので、議案書の8ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、刑法の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

9ページには、この条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

改正内容といたしましては、条例第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

附則の1として、「施行期日」については、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

附則の2として、「罰則の適用等に関する経過措置」については、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものでございます。

なお、10ページには参考として新旧対照表を掲げております。

議案第3号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号 尾張北部環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について御説明いたしますので、議案書の11ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、刑法の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

12ページには、この条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

改正内容としては、条例附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

附則の1として、「施行期日」については、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

附則の2としては、「罰則の適用等に関する経過措置」については、この条例の施行前にし

た行為の処罰については、なお従前の例によるものでございます。

なお、13ページには参考として新旧対照表を掲げております。

議案第4号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第5号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明をしますので、議案書の14ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき改正する必要があるとともに、刑法の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

15ページには、この条例の一部を改正する条例（案）を、16ページ、17ページには参考として新旧対照表を掲げております。

改正内容につきましては、改正の要旨で御説明いたしますので、18ページを御覧ください。

まず、この改正の主旨でございますが、国家公務員の給与改定に基づき、地方公務員法第24条第2項の規定により、当組合の会計年度任用職員の地域手当の支給割合、報酬の基準となる額及び期末手当、勤勉手当の支給月数を改定し、また、刑法の一部改正に伴い、条文中の文言を改正するものでございます。

次に、改正内容でございますが、まず、第1条関係といたしまして、令和6年8月の人事院の給与勧告を反映し、職員報酬について、地域手当の支給割合を現行の100分の6から100分の7に、報酬の基準となる金額を、常勤職員の給与改定の取扱いに準じて月額24万9,400円から25万8,100円へ引き上げるものでございます。

期末手当につきましては、年間支給割合を2.45月から2.5月へ、勤勉手当につきましては、年間支給割合を2.05月から2.1月へ、それぞれ年間支給割合を0.05月分引き上げるものでございます。

第1条の施行日は、令和7年4月1日からでございます。

なお、現在、当組合で任用している会計年度任用職員は、期末手当及び勤勉手当の支給対象となる週15.5時間に満たないため、支給対象とはなっておりません。

続きまして、第2条関係といたしまして、刑法の一部改正に伴う文言の改正を行うもので、「懲役及び禁錮」に代えて「拘禁刑」が創設されます。それに伴い、条例中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改正するものでございます。

第2条の施行日は、刑法の一部改正の施行日と併せ、令和7年6月1日からでございます。

議案第5号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第6号 令和6年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第3号）につい

て御説明しますので、議案書の19ページをお願いいたします。

令和6年度尾張北部環境組合の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入・歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ2,981万9,000円を減額し、歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ11億511万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入・歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入・歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」によるものでございます。

21ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」を掲げておりますが、後ほど「歳入歳出補正予算事項別明細書」で御説明をいたします。

22ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為補正」でございます。

地域振興策に関する協定を締結いたしました南山名区の地域振興事業に係る負担金について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。期間は令和6年度から9年度、支払限度額は1億2,025万円でございます。

23ページをお願いいたします。

「第3表 繰越明許費」を掲げております。

3款1項建設事業費のうち、出入路整備事業につきまして、県道浅井犬山線の北側堤防のり尻の既設のブロック積の撤去に不測の期間を要し、今年度内に本工事を完了することができなくなりましたので、3,142万9,000円を繰越明許するものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。

恐れ入ります。1枚はねていただきまして、26、27ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金におきまして、3,056万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

減額の主な理由といたしましては、歳出における議会費、総務費及び建設事業費の執行残額の整理に伴うものでございます。

その内容といたしましては、1節議会運営費負担金を58万2,000円、2節ごみ処理施設建設

費負担金を547万3,000円、3節地域振興事業費負担金2,450万7,000円減額補正するもので、27ページの説明欄には、構成市町それぞれの負担金の補正額を掲げております。

2款国庫支出金におきましては、134万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

増額の理由といたしましては、循環型社会形成推進交付金の交付率の決定による交付額の見直しによるものでございます。

5款組合債におきましては、60万円の減額補正をお願いするものでございます。

減額の理由といたしましては、2款国庫支出金の交付額の確定により借入金額を見直すものでございます。

以上、歳入の補正予算額の合計は2,981万9,000円の減額となり、歳入合計は11億511万9,000円となります。

28ページ、29ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款議会費において58万2,000円の減額補正を、2款総務費において504万6,000円の減額補正をするものでございます。

減額の主な要因としましては、今後の予算執行の見込みから、想定される執行残額分の整理によるものでございます。

また、2款1項1目一般管理費、1節報酬において10万8,000円の増額をお願いするものでございます。

理由といたしましては、令和6年度の人事院勧告に基づいて行われる地方公務員の給与改定等に伴い、会計年度任用職員の報酬単価が引き上げられます。改定年度の4月からの差額を遡って支給する取扱いを会計年度任用職員にも適用することから、その差額分を増額するものでございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。

3款建設事業費におきまして、2,419万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

減額の主な要因としては、入札に伴う不用額等の整理によるものでございます。

また、3款1項1目建設事業費の14節工事請負費においては、160万円の増額補正をお願いするものでございます。

増額の主な理由でございますが、出入路整備工事（その1）における県道浅井犬山線の北側堤防のり尻の既設のブロック積撤去について、根入部の構造が不明確であった範囲において、追加の撤去及び盛土が必要になったことから、その施工に係る費用について増額をお願いするものでございます。

以上、歳出の補正予算額の合計は2,981万9,000円の減額となり、歳出合計は11億511万9,000

円とするものでございます。

なお、33ページから36ページには参考資料を掲げておりますので、御参照ください。

議案第6号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第7号 令和7年度尾張北部環境組合一般会計予算について御説明しますので、議案書の37ページをお願いいたします。

令和7年度尾張北部環境組合一般会計予算書及び予算説明書でございます。

恐れ入ります。予算書の41ページをお願いいたします。

令和7年度尾張北部環境組合の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。

歳入・歳出予算の総額は、歳入・歳出それぞれ25億8,597万3,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入・歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条は、地方債でございます。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の記載の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものでございます。

42ページ、43ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で御説明をいたします。

44ページをお願いいたします。

「第2表 地方債」を掲げております。

ごみ処理施設建設事業において、借入限度額を12億7,480万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

46ページ、47ページをお願いいたします。

こちらは、「歳入歳出予算事項別明細書」の総括でございます。前年度予算額と比較いたしますと、令和7年度は歳入・歳出それぞれ15億308万6,000円の増額となるものでございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金は、組合運営経費として、規約に基づく負担割合に応じた構成市町村からの負担金と、50ページ、51ページになりますが、国交省と締結いたしました雨水排水設備の施行に関する協定に基づく負担金を計上しております。

恐れ入ります、48ページへお戻りください。

本年度は合計で9億7,237万2,000円を計上しており、前年度より5億9,223万8,000円の増額となります。

なお、構成市町の負担金につきましては、49ページの説明欄にその内容を掲げております。

50ページ、51ページをお願いいたします。

次に、2款国庫支出金は、ごみ処理施設整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を活用するもので、3億2,469万9,000円を計上しております。

52ページ、53ページをお願いいたします。

3款繰越金は、前年度繰越明許費の不用額として1,000円を計上しております。

4款諸収入は、雑入及び雨水排水設備受託工事収入として1,410万1,000円を計上しております。

5款組合債は、ごみ処理施設建設事業債として12億7,480万円を計上しております。

以上、歳入合計は25億8,597万3,000円となりまして、前年度より15億308万6,000円の増額でございます。

54ページ、55ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費は133万3,000円で、前年度より48万7,000円の増額となるものでございます。

主な事業としては、8節旅費に議会行政視察旅費、12節委託料に会議録作成業務委託料を計上しております。

56ページ、57ページをお願いいたします。

2款総務費は8,327万7,000円で、前年度より207万円の増額となるものでございます。

主な事業といたしましては、1目一般管理費では10節需用費に構成市町の全世帯に配布する組合だよりの印刷発行費を、59ページになりますが、11節役務費に組合だよりの折込手数料を計上しております。

また、18節負担金補助及び交付金には、派遣職員8人分の人件費負担金を計上しております。

60ページ、61ページをお願いいたします。

2目公害防止委員会費では、1節報酬に公害防止準備委員会の委員報酬を計上しております。

その下、2項1目監査委員費では、1節報酬に監査委員の委員報酬を計上しております。

次に、3款建設事業費は24億7,968万1,000円で、前年度より14億7,984万7,000円の増額となるものでございます。

主な事業といたしましては、14節委託料にごみ処理施設整備工事の請負費、18節負担金補助及び交付金に地域振興事業に係る負担金を計上しております。

次に、４款公債費は2,068万2,000円で、令和６年度から事業債の借入れをしておりますので、令和７年度より償還が始まるものでございます。

最下段になります５款予備費は、前年度と同様、100万円を計上しております。

歳出合計は25億8,597万3,000円で、前年度より15億308万6,000円の増額でございます。

財源の内訳につきましては、特定財源として国県支出金が３億2,469万9,000円、地方債が12億7,480万円、その他が2,624万9,000円で、一般財源は９億6,022万5,000円となります。

なお、62ページから68ページまでにつきましては、本予算案に関係します資料をそれぞれ掲げております。

また、69ページから84ページには令和７年度当初予算参考資料を掲げておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

議案第７号の説明は以上でございます。

これで、議案第１号から議案第７号についての提案説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小川清美君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより日程第４、議案第１号から日程第８、議案第５号までを一括で質疑を行い、日程第９、議案第６号と日程第10、議案第７号については、議案ごとに質疑を行います。

なお、質疑については、尾張北部環境組合議会会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一の議題については３回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、日程第４、議案第１号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから日程第８、議案第５号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでを一括で質疑を行います。

御発言を求めます。

質疑はございませんか。ないですね。

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第１号から議案第５号までの質疑を終結いたします。

続いて、日程第９、議案第６号 令和６年度尾張北部環境組合一般会計補正予算（第３号）について、質疑を行います。

御発言を求めます。

質疑はございませんか。いいですね。

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第６号の質疑を終結いたします。

続いて、日程第９、議案第７号 令和７年度尾張北部環境組合一般会計予算について、質疑

を行います。

御発言を求めます。

質疑は。

はい、江幡議員。

○8番（江幡満世志君） 1点だけお伺いします。

歳出のところで47ページをお願いします。

本年度予算額の財源内訳ということで、特定財源の中にその他というのがあるんですが、その説明を求めます。

○議長（小川清美君） 答弁を求めます。石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） その他につきましては、国交省との、いわゆる共同施工分での歳入と受託工事が国から来ますので、その分の歳入でございます。

○議長（小川清美君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

ないようでございますので、これをもって議案第7号の質疑を終結いたします。

以上で、日程第4、議案第1号から日程第10、議案第7号までの議案に対する質疑が終わりました。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

（午後2時37分 休憩）

○議長（小川清美君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後2時40分 再開）

○議長（小川清美君） これより1議案ごとに討論を行った後、採決を行います。

最初に、議案第1号 尾張北部環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに議案第1号について採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川清美君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第2号 尾張北部環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。

本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに議案第2号について採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川清美君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第3号 尾張北部環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてでございます。

本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに議案第3号について採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川清美君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第4号 尾張北部環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正についてでございます。

本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに議案第4号について採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川清美君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第5号 尾張北部環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに議案第5号について採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川清美君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第6号 尾張北部環境組合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに議案第6号について

て採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川清美君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第7号 令和7年度尾張北部環境組合一般会計予算の採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を求めたいと思います。

堀議員。

○4番（堀 元君） この案について、一般会計ということでもありますけども、この中の雨水貯留槽ですか、雨水貯留槽ですね。貯留池の予算も当然入っていますが、それに関連して、この地域に降る雨が県の規定では時間雨量60mmということになっております。ところが、60mmというのは時間内だけであって、前後当然雨が降るわけでもありますね。そういうことも含めて、と同時に、この全協の次第の4ページの写真を見てもらうと分かるんですが、真ん中の写真、ここにちょうど浅井犬山線と並行して、このごみの、いわゆる予定地がございます。右側の堤防ののり面、これ緑のちょうど草が生えていますね。こののり面は、雨が降ればこの中へ当然流れ込んでくるわけです。と同時に、堤防上のセンターラインから北側の面も、当然雨が降れば流れ込んでくるわけです。

で、聞きましたところ、こののり面と堤防上の半分の面積は計算してない、入れてないという回答でした。先ほど聞きました。そんなずさんな計算でこの雨水貯留池を造るなんていうことは、これは到底私は納得し難いと思いますので、今回、この一般会計予算のこの案に対しては反対ということです。この写真見てもらうとよう分かります。こののり面、全然入っていないでしょ。雨が降った地域の、いわゆる計算上の中に。そんなずさんな計算でいいのかということです。

○議長（小川清美君） はい、分かりました。

○4番（堀 元君） 以上です。

○議長（小川清美君） はい。

続いて、賛成討論の発言を求めます。

岡地議員。

○6番（岡地清仁君） 議案第7号 令和7年度尾張北部環境組合一般会計予算につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本議案につきましては、新ごみ処理施設の供用開始に向けて、令和7年度に予定している事業を執行するために必要な予算が計上された議案であると確認をしております。

本議案の内容を確認しますと、議会費と総務費につきましては大半が経常経費となりますが、十分に審査されたものでございます。

建設事業費につきましては、ごみ処理施設整備工事として工場棟の建築工事、プラント工事等を実施し、この工事が適正に施工されることを監理するために設計・施工監理業務委託が必要な経費として計上されております。

また、地域振興事業費負担金につきまして、建設地周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するため、各地区で取り組まれる地域振興事業の実施に係る必要な予算が措置されております。

雨水貯留槽につきましての一部不安なこの御意見がございましたけれども、当局には新ごみ処理施設の供用開始に向けて、各種の事業を着実に進めていただきますことを期待して、議案第7号の賛成討論とさせていただきます。

○議長（小川清美君） 以上で、通告による討論を終わります。

他に発言はございませんか。

これをもって、討論を終結し、議案第7号について採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（小川清美君） ありがとうございます。挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

◎議員提出議案第1号 尾張北部環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

○議長（小川清美君） 続いて、日程第11、議員提出議案第1号 尾張北部環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

佐藤智恵子議員はじめ4名から、議員提出議案第1号 尾張北部環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について提出がありましたので、提出者の佐藤議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤議員。

○10番（佐藤智恵子君） それでは、議員提出議案第1号 尾張北部環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について説明いたしますので、議案の85ページをお願いいたします。

尾張北部環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり地方自治法第112条及び尾張北部環境組合議会会議規則第13条の規定により提出するもので

あります。

提案理由としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

86ページには、この条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。改正の内容としましては、第1条におきまして、条例第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるもので、法改正により法律の条文番号が変更され、条例で引用していた法律の条文番号とのずれが生じたため、改正するものであります。

次に、第2条におきまして、条例第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

附則の1として、施行期日につきまして、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。ただし、第2条の規定は令和7年6月1日から施行いたします。

附則の2として、罰則の適用等に関する経過措置につきまして、第2条の規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることといたします。

なお、87ページから90ページには、参考として新旧対照表を掲げております。

以上で、議員提出議案第1号の説明を終わらせていただきます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小川清美君） ありがとうございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川清美君） 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川清美君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

閉会にあたり、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、終始御熱心に御審議をいただき、全ての案件に対し適切な議決をされまして、無事閉会できますことを厚くお礼申し上げます。

組合当局におかれましては、今期中、議員の皆様から述べられました御意見を十分に尊重されまして、組合行政の運営に一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

澤田管理者。

○管理者（澤田和延君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、長時間にわたりまして慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。

また、各議案に対しまして適切なる御決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日議員各位よりいただきました御意見等につきましては、十分これを尊重してまいりたいと思っております。

まだまだ寒い日が続きますが、議員の皆様方におかれましては、十分御自愛をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げますとともに、新ごみ処理施設の建設に向けまして、より一層の御高配を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（小川清美君） これをもって、令和7年第1回尾張北部環境組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午後4時5分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 小 川 清 美

議 会 議 員 岡 覚

議 会 議 員 市 橋 英 男